

令和7年6月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年6月26日（木曜日）10時～11時10分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可（受付番号第1-14号）

日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可（受付番号第1-15号）

日程第4 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（受付番号第1-11号）

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（受付番号第1-12号）

報告第3号 許可処分の証明願（受付番号第1-9号）

報告第4号 許可処分の証明願（受付番号第1-13号）

報告第5号 届出受理済証明願（受付番号第1-10号）

3. 出席委員

○農業委員（9名）

1番 朝長 克二 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 小畠 栄一 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 欠席 11番 欠席

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 9番 渡辺 洋一 1番 朝長 克二

○議長

皆さんおはようございます。農業者にとっては、厳しい天候が続いていますが、がんばっていただければと思っております。それでは、本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年6月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、9番渡辺委員、1番朝長委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請、権利移動を伴う市街化調整区域内農地の転用です。使用借人は鹿児島県鹿屋市寿〇〇、〇〇さん、使用貸人は日並郷〇〇、義理の父の〇〇さん、農地は日並郷字栗山〇〇と〇〇、地目が田と畑、地積合計は530㎡、市街化調整区域内の第2種農地で50戸連たん区域内です。使用借人は申請地を住宅用地（分家住宅）として転用すべく申請するものです。権利の種類は使用貸借権の設定で権利の期間は永年です。2ページは許可申請書です。「3転用計画」は木造瓦葺2階建ての住宅を建設予定で工事期間は許可日から半年間です。「7その他参考となるべき事項」としましては都市計画法43条申請、市街化調整区域における建築許可も同時申請中となっています。3ページは位置図です。〇〇の北東付近の農地です。4ページから6ページは現況写真です。現在、遊休農地となっています。7ページから10ページは住宅の配置図、平面図、立面図、敷地断面図です。11ページは被害防除計画書です。「①（1）造成計画の内容」ですが1.3mの切土を行い、擁壁を設置予定となっています。「②農業用排水機能に支障を生じさせない措置」としては雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は下水道処理を行います。「③被害防除措置の内容等」としては近隣に農地がな

く、被害のおそれはありません。13ページは土地の選定に関する調書です。14ページに別紙として理由書が添付されていますが、現在、義理の両親と同居しており、新居の建設を計画していた際、義理の父から申請地への建設の提案があり、夫婦共働きで、両親に子どもの見守りをしてもらうため、本家近くの申請地に分家住宅を建設することとしています。議案第1号の説明は以上です。

○議長　ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって議案第1号は許可相当とすることに決定し、県知事へ進達することといたします。日程第3、議案第2号について事務局は説明をお願いします。

○事務局　議案第2号について説明いたします。15ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請、権利移動を伴う市街化調整区域内農地の転用です。譲受人は西時津郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は西時津郷〇〇、祖母の〇〇さん、農地は西時津郷字中園〇〇、地目は畑、地積は339㎡、市街化調整区域内の第2種農地で50戸連たん区域内です。譲受人は申請地を住宅用地（分家住宅）として転用すべく申請するものです。権利の種類は贈与による所有権の移転で権利の期間は永年です。16ページは許可申請書です。

「3転用計画」ですが、工事期間は許可日から令和8年3月末までです。建築面積は83.63㎡です。「7その他参考となるべき事項」としましては都市計画法34条第11号、50戸連たん区域内への建物の建設に係る開発許可申請を現在、同時申請中となっています。17、18ページは位置図です。申請地は〇〇の西側付近の農地です。19ページから23ページは現況写真です。現在、遊休農地となっています。25ページから27ページは住宅の配置図、平面図、立面図です。28ページは被害防除計画書です。「①（1）造成計画の内容」ですが、造成は行わず、現状のまま利用します。

「②農業用排水機能に支障を生じさせない措置」としては雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は下水道に接続します。「③被害防除措置の内容等」としては、隣接する土地は譲渡人の所有地と町道で、現状のまま使用し、土砂の流出や崩壊等の恐れもなく、排水も下水道に接続するため、周辺農地の営農条件に使用を生じることはないとのことです。29ページは土地の選定に関する調書です。代替地として野田郷の土地も検討していますが、資金面から祖母の農地に分家住宅を建設することとしています。議案第2号の説明は以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第2号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって議案第2号は許可相当とすることに決定し、県知事へ進達することといたします。日程第4、報告が5件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、31ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は長与町嬉里郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は元村郷〇〇、〇〇さん、農地は元村郷字井手園〇〇と〇〇、地目は畑、地積は65㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。32ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4転用計画」ですが、住宅は2階建てで建築面積は94.81㎡、工事着工は受理通知後、工事完了は着工から6カ月の予定です。「5被害防除施設の概要」としましては、周辺に他人が所有する農地はありません。33ページは農地以外の建物敷地を記載しています。申請農地と一体的に使用し、戸建て住宅を建設予定となっています。34、35ペー

ジは位置図です。申請地は〇〇の南西側、〇〇の傍の農地です。36、37ページは現況写真です。現在、住宅用地は砂利が敷かれた駐車場となっており、一部農地が含まれていた状態となっていました。38、39ページは、住宅の平面図、立面図です。40ページは始末書です。こちらの農地は昭和54年1月20日に農地転用の届出が提出されており、住宅用地、駐車場に転用していましたが、登記の変更が行われておらず、その後、平成29年に建物が取り壊され、現在、駐車場となっていました。今回、新たに住宅を建設するにあたり、始末書を添付してもらい、再度、農地転用の届出を提出してもらおうこととしています。

次に報告第2号ですが、42ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は西時津郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は日並郷字中島〇〇、地目は田、地積は115㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。43ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4転用計画」ですが、工事着工は令和7年7月1日、工事完了は12月31日の予定です。「5被害防除施設の概要」としましては、生活雑排水は公共下水道、雨水は道路側溝へ排水するため周辺農地に被害を及ぼすおそれはありません。44、45ページは位置図です。申請地は〇〇の北東側、〇〇の西側付近の農地です。46ページは現況写真、47ページ以降は住宅の配置図、平面図、立面図です。住宅は2階建てで建築面積は52.17㎡です。51ページは顛末書です。申請地は譲渡人の父が平成14年に宅地として利用するため、農地転用届を提出していましたが、転用せずに農地として利用していました。今回、新たに住宅を建設するにあたり、顛末書を添付してもらい、再度、農地転用

の届出を提出してもらうこととしています。

次に報告第3号ですが、53ページをご覧ください。農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願いです。願出人は長崎市横尾〇〇、〇〇さん、農地は日並郷字栗山〇〇、地目は田、地積は621㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。願出人は許可指令書紛失のため証明願を行うものです。証明願を発送した日は令和7年5月16日、証明日は令和7年5月22日です。許可番号は長崎県指令45農開第7558号（昭和45年9月24日付）です。54ページは証明願です。該当農地は昭和45年9月24日付で農地法第5条の許可を受けて、〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転し、宅地用地への転用を行っています。55ページは位置図です。申請地は日並ICの南東付近です。

次に報告第4号ですが、57ページをご覧ください。農地法第4・5条の規定による許可処分の証明願いです。願出人は左底郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷字姥ヶ迫〇〇、地目は畑、地積は773㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。願出人は許可証紛失のため証明願を行うものです。証明願を発送した日は令和7年6月6日、証明日は令和7年6月10日です。許可番号は長崎県指令農政第10764号（平成9年12月19日付）です。58ページは証明願です。該当農地は平成9年12月19日付で農地法第5条の許可を受け、〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転し、資材置き場兼駐車場への転用を行っています。59ページは位置図です。申請地は〇〇の北側、〇〇の西側付近です。60ページは現況写真です。現在も資材置き場、駐車場として利用されています。

次に報告第5号ですが、61ページをご覧ください。受理済証明願です。

願出人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷字宮園〇〇、地目は田、面積は152㎡です。願出人は登記地目変更のため証明願を提出するもので

す。証明願提出日は令和7年5月28日、証明日も5月28日です。受付番号は20時農委第9号、農地法第5条届出（平成20年3月28日付）です。62ページは証明願です。該当農地については平成20年3月25日付で農地法第5条届出を受理しており、〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転し、住宅用地への転用を行っています。63ページは位置図です。〇〇沿いの〇〇の対面の奥側の農地です。64ページは現況写真です。現在、プレハブが設置されています。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長

報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は7月25日（金）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。